

④ 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

我が国経済の成長・発展基盤の再構築と世界経済の持続的発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、「国を開く」観点から、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流からみて遙色のない高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、アジアに切れ目のない市場を創出し、成長著しいアジア諸国の需要を取り込むことなどにより、我が国経済の成長力を強化していきます。

また、現在、WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、日中韓の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

(注) この「1. 『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P91）を要約したものです。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

知的財産推進計画2011（平成23年6月3日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

4. 平成23年度の事務運営の報告

④ 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

[平成23年度実施計画]

① WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化等の貿易規則の明確化・拡充をも対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しながら、同交渉へ積極的に取り組みつつ、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

② E P Aにおける取組

市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との間でE P A交渉を進めることは、貿易自由化や貿易円滑化・投資ルールの整備等を通じ、これら諸国との経済関係を深化させ、「強い経済」の実現に資するものであることから、これに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、我が国として主要な貿易国・地域との間で、高いレベルの経済連携を進めていくこととしています。

アジア太平洋地域においては、日豪E P A交渉の妥結や、現在中断している日韓E P A交渉の再開に向けた取組を加速すると同時に、日中韓F T A、東アジア自由貿易構想（E A F T A）、東アジア包括的経済連携構想（C E P E A）といった研究段階の広域経済連携や、共同研究実施中のモンゴルとのE P Aの交渉開始を、可及的速やかに実現することとしています。また、アジア太平洋地域以外では、現在共同検討作業を実施中のE Uとの間で早期に交渉に入るための調整を加速します。

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を行っています。

財務省は、関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的な取組を推進していきます。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P92～93）を要約したものです。

[事務運営の報告]

① W T Oにおける取組

W T Oドーハ・ラウンド交渉では、年初より集中的な協議が行われましたが、5月末の段階で年内の一括妥結は実質的に断念しました。その後、後発開発途上国向けの優遇措置を中心とするパッケージとして部分合意が目指されましたが、7月末にはこの部分合意についても断念しました。このような経緯を受け、11月のG20カンヌ・サミットやA P E C閣僚会議・首脳会議では、交渉を進めるために、斬新で信頼性のあるアプローチを追及する必要性が指摘されました。12月のW T O第8回閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、最終的な一括妥結は断念しないこと及び部分的な先行合意等の新たなアプローチを探求することが合意されました。更に平成24年1月にはダボスにて非公式閣僚会合が開催され、合意可能な具体的分野を特定すべく、ジュネーブで作業を行うよう指示することで意見の収斂をみました。このような中、財務省は、関係省庁と協力しつつ交渉に参画し、特に、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② E P Aにおける取組

平成23年度には、インド（平成23年8月）及びペルー（平成24年3月）との間のE P Aが発効しました。

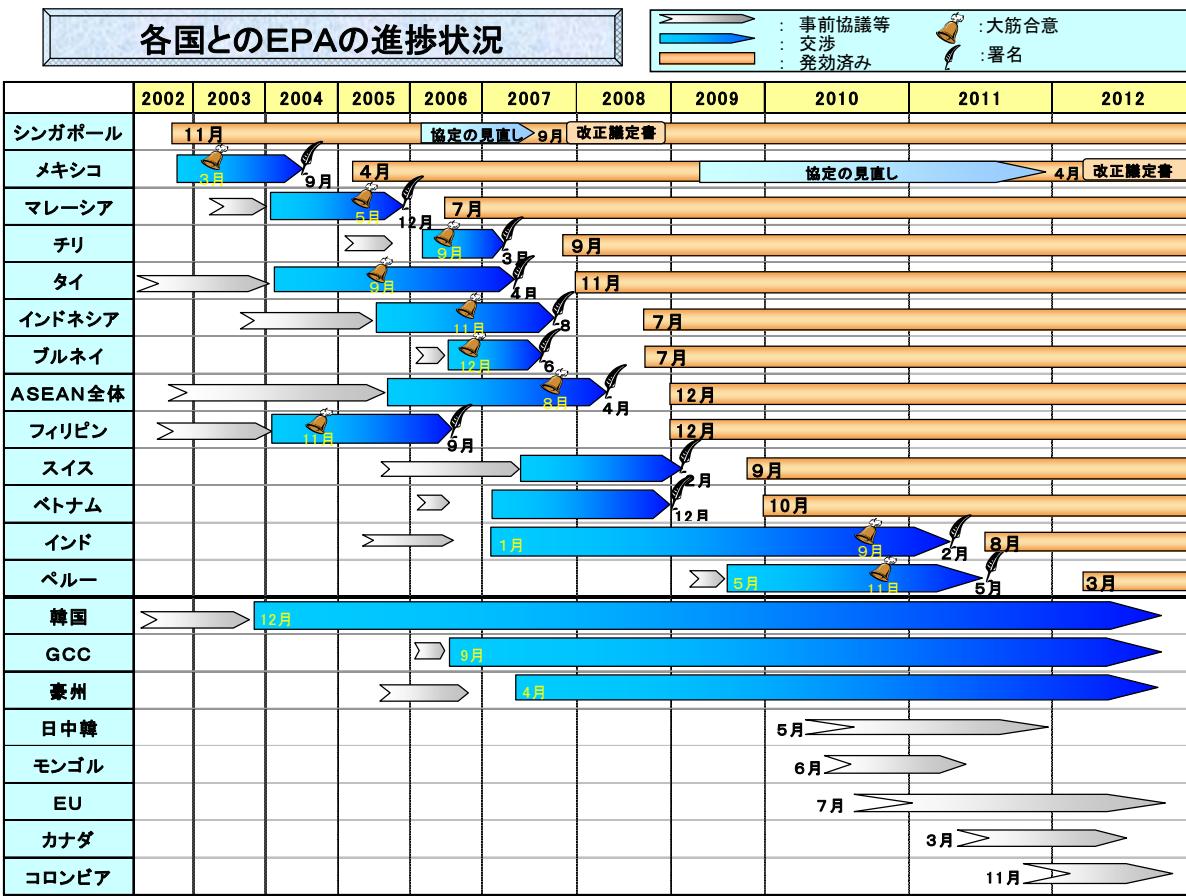
平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」及び平成23年12月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」等に基づき、幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めるという方針に沿って、日豪E P A交渉を推進するとともに、日韓E P A交渉再開に向けた協議、E Uとの交渉開始に向けたスコピング作業（交渉の範囲及び野心のレベルを定める作業）やA S E A N + 3、A S E A N + 6といった広域経済連携の早期交渉等に向けて取り組みました。環太平洋パートナーシップ（T P P）協

定については交渉参加に向けた関係国との協議を進めました。

また、日中韓FTA産官学共同研究を平成23年12月に完了し、平成24年3月に報告書を公表しました。カナダ、モンゴルとの間では、平成24年3月にEPAの交渉開始に合意しました。

財務省は、発効したEPAの円滑な運用に重要な役割を担っており、EPAに基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成24年4月現在)



(出所) 関税局経済連携室調

① 業績目標5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

[平成23年度実施計画]

① ASEAN諸国等を中心とする各国税関当局との政策協議に関する取組

我が国経済の成長力を強化していく観点から、ASEAN諸国等に重点を置いて、二国間の政策協議を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

相手国における貿易ビジネス環境の改善に向けた措置の内容については、政策協議を通じて、相手国の優先課題を聴取するとともに、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、我が国の制度等と同様又は類似の制度等の導入を促すことなど、我が国企業の国際競争力の強化に資する観点から検討し、相手国における具体的な措置の実施を促します。

② 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とASEANとの間の地域協力の枠組み(ASEAN+1、ASEAN+3等)やAPEC等の枠組みについても、貿易円滑化に関する我が国の構想を推進する観点から積極的に活用

します。

今後は、各国との政策協議とともに、我が国とASEANとの間の地域協力の枠組みを活用して、我が国の構想実現を念頭に、我が国とASEAN諸国との間で現状認識と合意を形成する機会を定期的に設けることなど、具体的な措置の実施に向けた取組を積極的に行います。

また、APECについては、平成22年において新たに共同行動計画に加えることに合意したAEIO及びシングルウインドウに関する取組を推進していきます。さらに、APECにおけるAEIOに関する取組については、平成22年3月に合意されたAEIO行動計画に基づき、米国と共同してAEIO事例集を作成しているところであります、平成23年においては、AEIO制度の国際的調和作業を進めています。

更にAPECにおいては、平成22年9月に東京で開催されたAPEC関税局長・長官会合において合意された、今後APECの税関当局が推進すべき8項目の着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進します。

ASEMでは、平成21年10月に開催されたASEM関税局長・長官会合において、「ヘラクリオン宣言」を取りまとめ、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画（2010年－2012年）に基づき、円滑な貿易の促進に貢献していくとともに、我が国の立場が反映されるための枠組みとして活用します。

日本、中国、韓国の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、平成21年9月の第3回会議において策定された「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、3か国税関当局の協力強化の取組が進められており、今後とも、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向かって、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

③ 我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資する技術協力

上述の二国間及び地域協力の枠組みにおける政策協議の結果、合意した事項の実施について相手方のキャパシティの不足により支援が必要な場合には、ASEAN諸国に重点を置いて、施策6-2-4でも述べるとおり、技術協力を実施します。

アジア地域における貿易円滑化に向けた取組への支援については、平成22年10月に開催された日ASEAN首脳会議において、我が国の内閣総理大臣より、ADBを通じた我が国新たな貢献策を用意したい旨表明し、その上で、同年11月のAPEC財務大臣会合にて、我が国の財務大臣から、我が国が、今般、アジア開発銀行（ADB）を通じて、最大25百万ドル規模の支援を行うこととした旨表明しました。

このことを踏まえ、今後、我が国としては、ADB、国際協力機構（JICA）及び世界税関機構（WCO）の4者間で、貿易円滑化の目標、対象国・地域及びスケジュールについて政策協議を行い、共通の理解を形成しながら、各との政策協議を4者合同で行い、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、ADBを通じた支援を含めた貿易円滑化のための技術協力を実施し、具体的な成果を追求し、成果について事後的に検証していきます。

④ WCO等国際機関等における取組

WCOについては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の各国における着実な実施を推進するとともに、その具体的な成果を追求すること、及び税関分野における手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組において、我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から適切と判断される内容が国際標準として反映されるよう取り組むことを基本方針とします。

⑤ EPAにおける税関協力等に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれております、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

⑥ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決（税関相互支援協定）を締結しております、今後も各との締結に向け努力していきます。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P93～97）を要約したものです。

[事務運営の報告]

① ASEAN諸国等を中心とする各国税関当局との政策協議に関する取組

関税局では、ADB、JICA、WCOの3者及び各国税関との協議を行い、国別・分野別に重点分野を特定し、今後概ね3年間の支援内容・支援主体を規定した支援計画を策定し、順次実施に移しています。

② 地域協力の枠組みにおける取組

平成22年9月に合意された、平成32年までにシングルウインドウの構築を各メンバーが目指す等の8つの重点項目について着実な取組を実施しました。

具体的には、関税局ではAPEC域内における知的財産権の水際取締の強化支援のための水際取締ガイドラインの策定、AEO制度の構築に向けたキャパシティビルディング計画の策定、シングルウインドウの開発及び国際的なシステム連携に向けたワークショップの実施に取り組みました。

ASEMにおいては、平成23年10月に開催された関税局長・長官会合に参加し、前回会合で合意された7つの優先分野のうちAEO制度構築支援及び知的財産権侵害物品に係る水際取締りの2分野でアジア側のリード国を務める等、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

日中韓の税関協力の枠組みにおいては、平成23年11月、東京において、第4回日中韓3か国税関局長・長官会議を開催しました。同会議では、日中韓の税関手続の改善、知的財産侵害物品の取締り、密輸情報の交換、AEO等の分野における3か国の税関当局の協力について意見交換が行われました。特に、税関手続の改善については、3か国税関の協議を促進するため、作業部会を設置することに合意しました。また、平成21年に策定された「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」を改訂し、各分野での3か国税関の協力関係をより強固にする合意をしました。

③ 我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資する技術協力

ASEAN諸国を中心に、進出日系企業の要望も踏まえて課題を特定し、各国税関との政策協議の中で協力内容を協議しました。特に、我が国の制度と同様の制度等の導入を促すことにより、我が国企業の国際競争力の強化に資することを目的に技術協力を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与しました。

加えて、ASEAN諸国税関の職員に対し、関税分類、関税評価、輸出入貨物のリスク判定といった、貿易円滑化推進のために必要な技術的分野について、本邦受入研修や専門家派遣を実施し、各国職員の能力向上を図り、我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に貢献しました。

④ WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、我が国が積極的に関与してきている「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」の実施を推進するため、途上国を対象と

した技術協力プログラム等を継続的に実施しました。また、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」への加入促進のため、国際会議等の場で、未加入国に対し働きかけを行いました。さらに、税関手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組において、我が国企業の国際競争力を高め、我が国経済の成長力を強化していく観点から、国際標準に関する議論に積極的に参加しました。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、WCOの模倣品・海賊版部会における議論に参加した他、日中韓での意見交換を進める等、国際的な協調を進めました。また、「ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）」については、平成23年10月の署名式会合（東京）等を経て、現在、関係各国において発効に向けた手続が行われております。

WTOドーハ・ラウンドの貿易円滑化交渉においては、平成21年12月に条文提案を統合した統合テキスト案が策定されて以降は、統合テキスト中、意見の収斂に至っていない文言に付されている括弧書き（ブラケット）を減らすべく議論が行われてきました。財務省は、交渉会合等に積極的に参加し、メンバー主導によるテキストの改訂に貢献しております。

この他、交渉の一環として平成23年11月に開催された貿易円滑化措置導入の経験を共有するシンポジウムにおいて我が国の取組を紹介し、加盟国の理解の向上に努めました。

⑤ E P Aにおける税関協力に関する取組

税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規定を盛り込むよう積極的に取り組みました。平成23年度に発効したインド及びペルーとの間のE P Aにおいては、税関分野に関する規定が盛り込まれました。また、交渉中のE P Aにおいても、同様の規定を盛り込むよう取り組みました。

⑥ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。

また、政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）の締結にも積極的に取り組みました。平成23年度においては、インド及びペルーとの間で、税関相互支援に係る規定が盛り込まれたE P Aが発効しました。

◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

(単位：国・地域)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
締結数	14	18	20	21	増加	22

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE P A（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

(参考) 税関相互支援協定等の現状(平成24年4月現在)

発効署名済 (22か国・地域)	<ul style="list-style-type: none"> ○ E P A関連 (注1) (10か国) <ul style="list-style-type: none"> シンガポール (2002年11月)、マレーシア (2006年7月)、 タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、 ブルネイ (2008年7月)、フィリピン (2008年12月)、 スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、インド (2011年8月)、 ペルー (2012年3月) ○政府間協定 (7か国・地域) <ul style="list-style-type: none"> 米国 (1997年6月)、韓国 (2004年12月)、中国 (2006年4月)、 E C (2008年2月)、ロシア (2009年5月)、オランダ (2010年3月)、イタリア (2012年4月) ○税関当局間取決め (5か国・地域) <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア (2003年6月)、ニュージーランド (2004年4月)、 カナダ (2005年6月)、香港 (2008年1月)、マカオ (2008年9月)
交渉中 (5か国・地域)	<ul style="list-style-type: none"> ○ E P A関連 (注2) (1か国・地域) <ul style="list-style-type: none"> G C C (湾岸協力会議) (2006年9月～) ○政府間協定 (4か国・地域) <ul style="list-style-type: none"> スペイン (2010年7月～)、南アフリカ (2010年9月～)、ドイツ (2010年2月～)、ブラジル (2011年5月～)

(出所) 関税局参事官室(国際調査担当)調

(注1) E P Aの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

(注2) E P Aの条文の中に税関の相互支援に係る規定を盛り込む方向で交渉中。

政策目標に係る予算額：平成23年度予算額：43百万円[22年度予算額：1,097百万円]

当該予算は、多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。平成23年度予算の主な減要因は、平成22年度限りとして認められていたA P E C日本開催のために必要な経費の減によるものです。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況**(1) 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進****① W T Oにおける取組**

W T Oドーサ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。

② E P Aにおける取組

「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進しました。T P P協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、情報収集を継続するとともに、関税制度の改定等の検討を行っています。

もに、交渉参加に向けて関係国との協議に入るなど適切に対応しました。

(2) 税関分野における手続等の国際的調和の推進

① 「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想に関する取組

我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、二国間の政策協議を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与しました。

我が国、ADB、JICA及びWCOの4者間で、貿易円滑化の目標、対象国・地域及びスケジュールについて政策協議を行いながら、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、貿易円滑化のための技術協力を実施し、具体的な成果を追求しました。

また、「新成長戦略」を含む我が国の基本的な経済戦略を踏まえ、AEO制度の構築支援・相互承認手続を推進するとの観点から、韓国、シンガポールとの相互承認取決めに署名、シンガポールは23年8月より、韓国は同年11月より実施しております。また、他のアジア諸国等との間においても、AEO制度の構築支援・相互承認に積極的に取り組みました。

② 地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、今後APECの税関当局が推進すべき8つの重点項目が示されたところ、その着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進しました。

平成23年のAPECにおける我が国具体的な取組としては、APEC域内における知的財産権の水際取締の強化、AEO制度の構築、及びシングルウインドウの開発に向けたキャパシティビルディングの実施を通じ、貿易円滑化の実現に向け積極的に貢献しました。

ASEMにおいては、ASEM貿易円滑化行動計画（2010年－2012年）に基づき、域内における円滑な貿易の促進に引き続き貢献するとともに、我が国の立場が反映されるための枠組みとしてASEMにおける議論の場を活用しました。

日中韓の税関協力の枠組みにおいては、今後とも良好な協力関係を維持するとともに、AEO制度、密輸情報の交換、知的財産侵害物品の水際取締り、人材育成及び税関手続の円滑化等の協力分野において、行動計画を着実に実施するよう取り組みました。

③ WCO等国際機関等における取組

WCOの「基準の枠組み」、改正京都規約等の各国における実施促進に積極的に貢献すべく、技術協力プログラム等の取組を進めました。

WTOドーハ・ラウンド交渉の貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

④ EPAにおける税関協力等に関する取組

EPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組みました。

⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組みました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 我が国の貿易動向

総合目標5 6. (4) (P106) 参照。

○参考指標 5-2-1：アジア諸国との貿易額・シェアの推移 (単位：兆円、%)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貿易額	72.9兆円	65.1	56.6	66.5	67.0
シェア	45.6%	45.5	50.2	51.1	49.7

(出所) 財務省貿易統計（貿易額については、<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>参照）

(注1) 貿易額は、輸出額と輸入額の合計（23年度は速報値）。

(注2) シェアは、「アジア貿易額／世界貿易額」で算出。

(2) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5 6. (5) (P106) 参照。

○参考指標 総5-4：関税負担率の推移とその国際比較 (P107に掲載)

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

イ WTOにおける取組

多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉へ積極的に取り組みつつ、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

ロ E PAにおける取組

「包括的経済連携に関する基本方針」及び「日本再生の基本戦略」等に沿って、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めています。

アジア太平洋地域においては、日韓・日豪のEPA交渉を推進し、日中韓、日カナダ、日モンゴル、ASEAN+3、ASEAN+6といった経済連携の早期交渉開始等を目指します。また、アジア太平洋地域以外では、EU等との早期交渉開始を目指します。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を行

い、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、結論を得ていきます。

② 税関分野における貿易円滑化の推進

イ 「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想に関する取組

我が国経済の成長力を強化していく観点から、ASEAN諸国等に重点を置いて、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

また、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想を中心に、今後とも、具体的な成果を追求するとともに、成果について事後的に検証していきます。

ロ 地域協力の枠組みにおける取組

APCやASEM等の枠組みについても、貿易円滑化に関する上述の我が国の構想などを推進する観点から積極的に活用します。

日中韓の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、「日中韓3か国税関の協力に係る改訂行動計画」を着実に実施するよう取り組んでいきます。

ハ WCO（世界税関機構）等国際機関等における取組

WCOにおいては、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や国際貿易の安全確保の取組に積極的に貢献していくとともに、国際標準に関する議論に参加することにより、引き続き我が国企業の国際競争力の強化及び我が国経済の成長力強化を図っていきます。更に、WCOにおいて進められている不正薬物、知的財産侵害物品等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献していきます。

WTOドーハ・ラウンド交渉の貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

ニ EPAにおける税関協力等に関する取組

貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等に関する規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

ホ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決（税関相互支援協定）を締結しており、今後も各国との締結に向け努力していきます。

（2）平成25年度予算要求等への反映

世界経済の持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉などを通じた多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進に必要な経費の確保に努めます。